

山梨県笛吹川フルーツ公園
指定管理者募集要項

平成 25 年 6 月
山 梨 県

目 次

第1	公園の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	2
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	指定管理者が行う管理の基準	3
3	責任分担	3
4	指定期間（予定）	5
5	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続等	6
3	指定管理者業務の実施に関する計画書の作成	9
第5	指定管理者候補者の選定	
1	選定委員会	9
2	審査基準	10
3	一次審査	13
4	二次審査	13
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の選定	13
2	候補者との協議	13
3	指定管理者の指定	13
4	指定管理者との協定締結	13
第7	業務の適正な実施に関する事項	
1	業務の再委託等の制限	14
2	暴力団の排除	15

3	個人情報の取り扱い	15
4	情報公開への対応	15
5	保険への加入	15
6	災害等発生時の対応	15
7	備品	16
8	管理口座・区分経理	16
9	法令等の遵守	16

第8 業務の継続が困難となった場合の措置について

1	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	17
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	17
3	業務の引継ぎ	17

第9 申請に関する留意事項

1	審査の対象又は候補者からの除外	17
2	業務開始前における指定の取消し	17
3	申請書類等の取り扱い	18
4	費用負担	18
5	その他	18

第10 事業実施状況のモニタリング（監視）等

1	モニタリング（監視）、評価の実施	18
2	県の監査委員による監査	19
3	業務開始後の指定の取消し等	19
4	留意事項	20

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

様式	21
----	----

別添「山梨県笛吹川フルーツ公園管理運営業務の内容及び基準」

〈資料〉

- 山梨県都市公園条例
- 山梨県都市公園条例施行規則
- 公園施設平面図・敷地平面図
- 設備概要一覧表

山梨県笛吹川フルーツ公園指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県都市公園条例（昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、以下のとおり山梨県笛吹川フルーツ公園（以下「笛吹川フルーツ公園」という。）管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 公園の概要

1 名称

山梨県笛吹川フルーツ公園

2 沿革

昭和60年3月に策定された「山梨県大規模公園整備構想」の中で、東山梨地域に果樹生産の振興拠点・情報発信地、観光拠点を目的として「花とフルーツとワインの公園」のテーマでフルーツ公園を整備することが提案されました。

その後、平成元年12月に総合公園として都市計画決定され、平成7年10月に公共整備区域（19.5ha）が、平成8年4月に民活整備区域（12.7ha）が共に一部供用開始され、平成11年7月に全面供用となりました。

当公園は、ぶどう畑と桃畑が広がる峡東地域を見渡す丘の上にあり、大地に落ちたくだものの種子のようなフルーツミュージアムの3個のガラスドームを中心に、甲州八珍果をはじめとして数多くの果樹が花とともに栽培されており、公園全体が果樹に関する博物館となっています。園内では、年間を通してくだものに関する様々なイベント等を開催して、県内外からの観光客に向けて山梨のくだものの情報を発信しています。

また、アクアアスレチック、遊具広場では、子供達が遊び回り、芝生広場は家族のピクニックに利用され、温泉施設、ホテル、物産館がある民活区域と行き来するロードトレインなどくだもの以外にもいくつもの魅力を持った公園になっています。

平成15年4月には、夜景愛好家により新日本三大夜景のひとつに選定され、石和温泉からの夜景ツアーが組まれるなど、全国から注目されている公園の一つです。

なお、大地震等の災害時には、山梨県の中心的な防災活動拠点、避難地として機能することが求められます。

3 所在地

山梨県山梨市江曾原1488

※資料1「位置図」参照

4 施設の規模等

公園面積 19.5ha

公園区域 ※資料2「公園区域」参照

主要施設等 フルーツミュージアム（くだもの館、わんぱくドーム、くだもの広場、くだもの工房）緑地、水利用施設、園路広場、遊具広場、駐車場、調整池

※資料3「公園施設一覧表」参照

資料4「備品一覧表」参照

なお、占用許可施設は、指定管理者の管理する施設から除きます。

第2 管理運営方針

指定管理者の創意工夫による質の高いサービス提供を期待します。

なお、次の各方針を遵守するものとします。

各方針の詳細は、別紙「管理運営業務の内容及び基準」（以下「管理運営基準」という。）のとおりです。

1 基本方針

良質な緑地環境の保全、地域住民の憩いの場、子供たちの遊びの空間、緊急時の防災活動拠点及び避難場所の機能を保持するものとします。

また、来園者が果樹をはじめとした花や緑に親しみ、楽しみながら学ぶことができるように管理運営を行うこと。

2 施設の維持管理方針

公園施設及び備品を清潔かつその機能を正常に保持し、来園者の快適かつ安全な利用を常に図るとともに、適正な管理と保守点検を行うものとします。

3 施設の運営方針

公園施設を有効に活用しながら、県民の多様なニーズに応えた平等なサービスの提供、公園利用の促進を図るとともに、くだもの、生活環境の緑化、周辺地域の観光情報に関する事業を行うものとします。

また、利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

さらに、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 公園施設（緑地を含む）及び設置器具等の維持保全に関する業務
- (2) 有料施設の利用承認に関する業務
- (3) 生活環境の緑化、くだもの振興業務
- (4) 県が実施するイベント等への協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※具体的な業務内容及び管理基準については、別紙「管理運営基準」を参照してください

さい。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 有料公園施設等一部の施設以外は、常時開放とします。
利用制限のある施設は、別紙「管理運営基準」のとおりです。
- (2) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (3) 笛吹川フルーツ公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) (2) から (4) のほか、知事が定める基準を遵守すること。

業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県笛吹川フルーツ公園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

3 責任分担

指定管理者と県の責任分担は次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。

ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項 目	内 容	指定管理者	山梨県	
共 通 事 項	公園の管理運営	○		
	公園施設の維持管理	○		
	公園の法的管理	△ (受付及び送付事務)	○	
	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
		著しい場合		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	

	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
	不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由）の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能			○
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外の場合			○
	保険の付与	施設の火災保険			○
		施設賠償責任保険, 自動車保険		○	
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの意見や要望への対応		○	
		上記以外の場合			○
	セキュリティ	警備不備による犯罪の発生		○	
		個人情報 の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○			
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○		
	指示等			○	
整備維持補修	施設、設備の損傷等	修繕（機能維持）	1件60万円未満の修繕	○	
			1件60万円以上の修繕		○
			指定管理者の責に帰すべきもの	○	
		整備・改修	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外の場合		○
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	1件60万円未満	○	
			1件60万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		指定管理者が希望する整備・改修（資産増加）		○	
		上記以外の場合			○
備品の更新・新	更新	指定管理者が希望する場合	○		

	規購入		上記以外の場合		○
		新規購入	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外の場合		○
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合は、又は指定管理期間中途において指定管理取消しを受けた場合における撤収費用		○	

4 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

5 指定管理者の収入

山梨県都市公園条例第16条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び自動販売機の設置・運営により得られる収入をもって業務を行うものとします。

＜消費税率引上げに係る基本協定書に定める委託料限度額の変更＞

基本協定書における委託料の限度額算定に用いる消費税及び地方消費税率は、5%とします。ただし、消費税率が引き上げられることとなった場合、引上げ後の消費税及び地方消費税を適用するとともに、利用料金収入の見直しを行い、協議により委託料限度額を変更します。

(1) 利用料金

笛吹川フルーツ公園内の有料公園施設（山梨県都市公園条例別表第1に定める施設）の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

(2) 委託料

笛吹川フルーツ公園の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料総額を基本協定書に記載するとともに、県は予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合にも、費用の補填は行いません。

(3) 自動販売機設置・運営業務による収入

自動販売機設置・運営業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（１）及び（２）の条件を満たすものとします。

- （１）山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。なお、共同体を構成して申請する場合は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。
- （２）次のいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
 - ② 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税又は地方消費税を滞納しているもの
 - ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
 - ⑥ 応募書類提出時点において、県の指名停止等の措置を受けている者
- （３）共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
 - ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独で又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- （４）申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
 - ① 申請時に、設立に向けた規約案、すみやかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決（平成２５年１２月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

（１）スケジュール

月 日	内 容
6月20日～8月19日まで	募集要項の配付

7月5日	業務説明会及び現地説明会
①7月8日から7月12日まで ②7月29日から8月2日まで	募集に関する質問書の受付
①7月19日 ②8月9日	質問に対する回答
8月12日から8月20日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：平成25年6月20日（木）から同年8月19日（月）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県県土整備部都市計画課

上記期間中は、山梨県ホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/furu-tu.html>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地説明会

開催日時：平成25年7月5日（金）午前9時半から

集合場所：山梨県笛吹川フルーツ公園 くだもの工房 地下会議室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学、質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書（様式8）に法人名（法人でない場合は代表者名）及び参加希望者名（各団体3名以内）（共同体での申請をする場合、各構成団体につき1名以内）を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県県土整備部都市計画課へ6月24日（月）午後4時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県県土整備部都市計画課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：①平成25年7月8日（月）から同年7月12日（金）まで
午前9時から午後5時まで

②平成25年7月29日（月）から同年8月2日（金）まで
午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書（様式9）に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県県土整備部都市計画課まで提出してください。（電話や口頭での質問にはお答えしません。）

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、平

成25年7月19日（金）、②の期間に受付けたものについては、平成25年8月9日（金）に山梨県県土整備部都市計画課のホームページに随時掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/furu-tu.html>

(5) 申請書類

① 提出部数

申請書類は、A4判とし、正本1部、副本9部、電子データ化したもの1部（PDFファイル形式）を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、写しには原本証明をしてください。

なお、正本、副本とも目次・ページ数を付け、二穴綴じファイルに綴じてください。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

ウ 申請する法人等に関する書類

共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。

(イ) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

(ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

(エ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、登録原票記載事項証明書の写し）及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

(オ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

(カ) 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書

エ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

オ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・・（様式6）

カ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

(6) 申請書類の受付

受付期間：平成25年8月12日（月）から8月20日（火）まで

（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

なお、8月20日（火）は、午前9時から正午までとします。

受付場所：山梨県県土整備部都市計画課

受付方法：申請書類一式を持参により提出してください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「管理運営基準」に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

① 収支計画書（様式2-②その1）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。また、収支計画書（様式2-②その2）は、消費税率の引上げが予定されているため、消費税率引上げを見込んだ収支計画書を併せて作成してください。

なお、審査は収支計画書（様式2-②その1）により行います。

② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

③ 指定管理業務の実施に関する計画書はA4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

(2) 自主事業に関する提案

指定管理業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内において自らの責任と費用により自主事業（興行の企画・誘致事業、飲食・物販事業（必要な内装工事を含む。）等）を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-⑧により事業計画を提出してください。

- ・ レストラン、カフェテリア、売店については、業務の範囲からは除かれていますが、都市公園法第5条第1項に基づき指定管理者に公園施設設置・管理許可を行う予定です。この収益施設におけるサービス提供の内容については、公園利用者の利用性の向上につながり、公園全体の利用が促進されるよう、その活用方策等について提案してください。
- ・ 詳細は別紙「管理運営基準」のとおりです。

また、指定管理の審査を適切に行うために、指定管理業務と自主事業を明確に区分してください。

第5 指定管理者候補者の選定

山梨県県土整備部が設置する選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会の構成は次のとおりです。

氏 名	所 属
北村眞一	山梨大学
中井道夫	山梨学院大学
野村千佳子	山梨学院大学
八巻力也	八巻法律事務所
平賀孝	新日本有限責任監査法人 山梨事務所

2 審査基準 審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査ポイント	配点		
管理運営基本方針	管理運営の基本方針	ア 管理運営の基本的な考え方	公園の設置目的、特徴に相応しい理念・運営方針、目標設定	4	4
		イ 管理運営に関する提案	公園利用に資する内容		
			具体性、実現性、独創性		
			再委託の内容と委託先の良否		
			省エネ、リサイクルの推進に関する具体的な取り組み		
効率的な管理経費	収支計画	ア 支出見積の妥当性	具体的、効率的、現実的 事業計画との整合	5	5
		イ 収入見込みの妥当性	利用料金収入等の妥当性		
		公園の効用の発揮	運営管理計画		
緑地（果樹含む）運営の考え方					
レクリエーション、遊びの場運営の考え方					
駐車場の管理方法					
管理事務所の運営方法					
大地震等の防災活動拠点、避難場所の対応方針					
管理の質の考え方					
イ 利用促進計画 （民活区域との連携）	利用者増加の具体的手法と効果				
	広報業務の具体的内容				
	管理への県民参加促進等の具体的な手法と効果				
ウ 利用者サービスの	モニタリングの具体的な手法と分析・反映方法				
	関係団体等との連携				
		具体的手法と期待される効果			

	向上計画	利用者サービスの向上	8
		要望、意見、苦情等の対応	
		利用者対応(接遇)の向上の方法	
	エ 公園等の管理運営実績	過去3年間、公園施設(特に展示室等特殊な運営を要する施設)の管理運営のノウハウの有無	
	オ 保安・リスク対応計画	基本的な考え方	
		具体的な手法と職員体制	
		不法行為への対応計画(暴力団への対応を含む)	
		保険加入等の事前の具体的な対応方法	
		事故等発生時の具体的な対応方法	
		緊急時の避難誘導體制等	
		大地震時の具体的な体制と対応	
	カ フルーツミュージアム等の運営計画	施設運営の基本的な考え方	
		受付・承認・料金徴収・貸し出しの具体的な対応と職員体制	
		利用料金設定の具体的な考え方	
		利用調整の具体的な内容	
	キ 経営管理計画	経営管理体制の考え方と職員配置	
		自己評価の手法	
		県との連絡・調整の手法と体制	
		個人情報保護の具体的な手法	
		事業報告書の作成内容	
公園台帳、備品台帳その他記録の保管についての具体的な手法			
緑化の啓発・普及業務計画	ア 業務に関する考え方	業務の基本的な考え方	8
		啓発・普及業務及び公園施設の利用の促進に資する内容	
	イ 運営計画	独創性、具体性、実現性	
		年代、性別を問わない計画	
		具体的で専門能力のある者の適正な配置計画	
	ウ 実施体制		
エ 業務の事業実績	過去3年間の実績。講習会等のノウハウの有無		
くだものに関する振興事業計画	ア 振興等業務に関する考え方	振興業務の基本的な考え方	10
		振興及び公園施設の利用の促進に資する内容	
	イ 運営計画	独創性、具体性、実現性	
		年代、性別を問わない計画	
		具体的で専門能力のある者の適正な配置計画	
	ウ 実施体制		
エ 振興等業務の事業	過去3年間の実績。イベント、講習等のノウハウの有無		

価格点	価格配点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格	20	20
合計		100	100

3 一次審査

提出された法人等概要書等により資格審査を行います。一次審査の結果は9月30日までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請団体数を県のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請団体から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。

ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して11月15日頃までに選定結果を通知し、追って申請団体名、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容

- 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 委託料に関する事項
- 実施計画書の提出に関する事項
- 定期報告事項
- 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- 指定の取り消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

◆以下、共同体申請の場合

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
- 代表団体に係る倒産の場合等による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合)

- 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
- 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項 他

(2) 年度協定の主な内容

- 管理業務の内容に関する事項
- 委託料の額及び支払い方法に関する事項 他

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取り扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の規定に従い、個人の権利利益を害することのないよう最大限努めなければなりません。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい又は滅失などの事故の防止、その他の個人情報の適正な管理を確保するために、指定管理者は県と協議の上、別途、個人情報の取り扱いに関する規程等を定めることとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。また、指定管理業務を通じて取り扱う文書の管理・公開を行うにあたり、指定管理者は県と協議の上、別途、情報公開に関する規程等を定めることとします。

5 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

①加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

②保険の内容

ア) 園内

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	300,000千円以上
対物賠償	1事故につき	5,000千円以上

イ) クッキング教室

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	100,000千円以上

6 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は利用者の安全を確保した上で、速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負いま

す。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

7 備品

県は指定管理者に、笛吹川フルーツ公園の管理・運営に必要な物品（県が定める物品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の5（1）～（3）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができます。

8 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理と自主事業に係わる経理を明確に区分するとともに、定期報告書において各経理ごとに決算書を提出してください。

9 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）及び都市公園法施行規則、山梨県都市公園条例、山梨県都市公園条例施行規則のほか、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、電気事業法（昭和39年法律第170号）、その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他笛吹川フルーツ公園内で管理運営する業務に関連するすべての指針等
都市公園における遊具の安全確保に関する指針、東海地震応急対策活動要領、山梨県地域防災計画

第8 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

なお、上記により県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力による県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、業務継続の可否について協議するものとします。

3 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して業務を引継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、業務仕様書に基づき仮協定書の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4 1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実にないと県が認めた場合
- (3) 第9 1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は返却しません。

(5) 公表

申請書類は、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 笛吹川フルーツ公園に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。

第10 事業実施状況のモニタリング等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

県は、業務仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、業務仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。詳細については協定において定めるものとします。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、県に自己評価調書（管理運営業務モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮し、エネルギー使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人が必要と認める場合、指定管理者に対して、指定管理者としての業務に関する帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消し事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、取消し事由等のうち、適切な管理を行うという指定基準を満たさなくなったと認めるとき、あるいは施設の維持管理を継続することが適当でないと認めるときというのは、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
 - ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に改善がみられないとき
 - ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
 - ④ 法人の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することができないと認められるとき
 - ⑤ 組織的な違法行為など著しく社会的信用を損なう行為があった場合等、管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
 - ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
 - ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき
- (2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとしします。

4 留意事項

指定管理期間中、改修工事等により、一部の公園施設、設備が使用できなくなることがあります。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県県土整備部都市計画課都市公園担当（山梨県庁本館7F）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1722

FAX：055-223-1724

E-mail：toshikei@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県笛吹川フルーツ公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	① 管理運営の基本方針	
	② 収支計画書	
	③ 収支計画における考え方	
	④ 運営管理計画	
	⑤ 公園施設及び類似施設の管理運営実績	
	⑥ 緑化の啓発・普及業務計画	
	⑦ 公園施設及び類似施設における緑化の啓発・普及業務等の実績	
	⑧ くだものに関する振興業務計画	
	⑨ 公園施設及び類似施設におけるくだものに関する振興業務等の実績	
	⑩ 自主事業計画	
	⑪ 維持管理計画	
	⑫ 公園施設及び類似施設の維持管理業務実績	
	⑬ 平等な利用の確保	
	⑭ 事業遂行能力	
⑮ 人員配置計画		
様式3	法人等概要書	
様式4	誓約書	
様式5	構成員届（共同体の場合）	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）	
様式7	委任状（共同体の場合）	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業（営業）報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理者業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県笛吹川フルーツ公園
住所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - ①)

「管理運営の基本方針」

ア 管理運営の基本的な考え方

イ 管理運営に関する提案

(様式2-② その1)

「収支計画書」

(単位：千円)

区 分	H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
収 入	利用料金収入						
	委託料						
	事業収入						
	自動販売機						
	レストラン						
	売店						
	自主事業収入からの充当						
	その他						
	収入合計(A)						
支 出	人 件 費	給与					
		手当等					
		法定福利費					
		賃金					
	管 理 費	光熱水費					
		修繕費					
		委託費					
		原材料費					
	事 務 費	報償費					
		旅費					
		交際費					
		消耗品費					
		燃料費					
		印刷製本費					
		運賃運搬費					
		広告料					
		手数料					
		保険料					
		使用料及び賃借料					
		備品購入費					
負担金							
公租公課費							
支出合計(B)							
(A) - (B)							

利用料金収入の内訳

(上段：利用人数、下段：収入金額)

区 分	H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
単 価							
合 計							

- 利用料金収入は現行の利用料金単価を基に算定し、消費税及び地方消費税は、現在の税率5%に基づき算定してください。
- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別様で提出してください。

(様式2-② その2)

「収支計画書」(参考)

(単位:千円)

区 分		H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
			4月~9月	10月~3月				
収 入	利用料金収入							
	委託料							
	事業収入							
	自動販売機							
	レストラン							
	売店							
	自主事業収入からの充当							
	その他							
	収入合計(A)							
支 出	人 件 費	給与						
		手当等						
		法定福利費						
		賃金						
	管 理 費	光熱水費						
		修繕費						
		委託費						
		原材料費						
	事 務 費	報償費						
		旅費						
		交際費						
		消耗品費						
		燃料費						
		印刷製本費						
		運賃運搬費						
		広告料						
		手数料						
		保険料						
		使用料及び賃借料						
		備品購入費						
負担金								
公租公課費								
支出合計(B)								
(A)-(B)								

利用料金収入の内訳

(上段:利用人数、下段:収入金額)

区 分		H26年度	H27年度		H28年度	H29年度	H30年度	備考
			4月~9月	10月~3月				
単 価								
合 計								

○利用料金収入は現行の利用料金単価を基に算定してください。他の項目については、消費税及び地方消費税は、平成26年4月から平成27年9月末までを税率8%、平成27年10月以降を税率10%で算定した上で、区分ごとに消費税を含んだ額を記入してください。

○内容欄は適宜追加してください。

(様式 2 - ③)

「収支計画における考え方」

山梨県笛吹川フルーツ公園の管理運営にあたり、収入の根拠やどのようにして効率的な管理運営を行うかの方針や創意工夫について記入してください。

(様式 2-④)

「運営管理計画」

ア 施設管理に対する考え方

イ 利用促進計画（民活区域との連携）

ウ 利用者サービスの向上計画

エ 公園等の管理運営実績（別紙）

オ 保安・リスク対応計画

カ フルーツミュージアム等の運営計画

キ 経営管理計画

(様式 2-⑤)

「公園施設及び類似施設の管理運営実績」

エ 公園等の管理運営実績

1) 業務実績 (H22.4.1~H25.3.31)

発注者	元・下請別	施設及び業務の名称・内容 (具体的に記載)	業務場所	契約金額	業務期間
(例) 〇〇町	元請け	〇〇公園管理運営業務 有料施設貸し出し業務等	〇〇町	9,000	H22.9~H23.3

※発注者欄には直接契約した相手方を記入すること

契約金額は、千円単位で記入すること

2) これまでの業務実績が反映できる指定管理の業務内容について記入して下さい。

(様式 2-⑥)

「緑化の啓発・普及業務計画」

ア 業務等に関する考え方

イ 業務等の事業実績 (別紙)

ウ 業務等の運営計画

エ 業務等の実施体制

(様式 2-⑦)

「公園施設及び類似施設における緑化の啓発・普及業務等の実績」

イ 緑化の啓発・普及業務等の事業実績

1) 業務実績 (H22.4.1~H25.3.31)

発注者	元・下請別	振興業務の名称及び内容 (具体的に記載)	業務場所	契約金額	実施日
(例) 〇〇町	元請け	〇〇公園〇イベント (3,500人) 〇〇展示会	〇〇町	1,000	H23 10.3

※ 発注者欄には直接契約した相手方を記入すること
契約金額は、千円単位で記入すること

2) これまでの業務実績が反映できる緑化の啓発・普及業務等の業務内容について記入して下さい。

(様式 2-⑧)

「くだものに関する振興業務計画」

ア 振興業務等に関する考え方

イ 振興業務等の事業実績 (別紙)

ウ 振興業務等の運営計画

エ 振興業務等の実施体制

(様式 2-9)

「公園施設及び類似施設におけるくだものに関する振興業務等の実績」

イ 振興等業務等の事業実績

1) 業務実績 (H22.4.1~H25.3.31)

発注者	元・下請別	振興業務の名称及び内容 (具体的に記載)	業務場所	契約金額	実施日
(例) 〇〇町	元請け	〇〇公園〇イベント (3,500人) 〇〇展示会	〇〇町	1,000	H23 10.3

※ 発注者欄には直接契約した相手方を記入すること
契約金額は、千円単位で記入すること

2) これまでの業務実績が反映できる指定管理のくだものに関する振興業務内容について記入して下さい。

(様式2-⑩)

「自主事業計画」(民活区域との連携)

ア 自主事業に対する考え方

イ 自主事業実施体制

ウ 興行の企画・誘致事業

エ 飲食、物販事業

オ その他事業提案

(様式 2 - ⑪)

「維持管理計画」

ア 施設の維持管理全般に対する考え方

イ 公園等の維持管理の実績 (別紙)

ウ 工作物の保守管理計画

エ フルーツミュージアムの保守管理計画

オ 水利用施設の維持管理計画

カ 夜間利用者への配慮

キ 緑地管理計画

ク 果樹の育成管理計画

コ 備品の管理計画

サ 清掃管理計画

(様式 2-⑫)

「公園施設及び類似施設の維持管理業務実績」

イ 公園等の維持管理の実績

1) 業務実績 (H22.4.1~H25.3.31)

発注者	元・下請別	施設及び業務の名称・内容 (具体的に記載)	業務場所	契約金額	業務期間
(例) 〇〇町	元請け	〇〇公園 植栽管理業務 中高木及び芝管理 2,000㎡	〇〇町	9,000	H21.9~H22.3

※ 発注者欄には直接契約した相手方を記入すること
契約金額は、千円単位で記入すること

2) これまでの業務実績が反映できる指定管理の業務内容について記入して下さい。

(様式 2 - ⑬)

「平等な利用の確保」

ア 公園全体及び有料公園施設の運営計画

(様式 2 - ⑭)

「事業遂行能力」

ア 安定的な管理運営を行う体制 (別紙)

イ 経理的基盤

(様式2-⑮)

「人員配置計画」

① 組織図

② 組織人員一覧表

役職・職種	担当業務内容	能力、資格、実務経験 年数等	雇用形態				職員の 年齢層	雇用者 の確保 方策	備考
			正 規	パート	委 託	その他 (具体的に)			

※配置するすべての職員について記入してください。

※役職欄については、山梨県笛吹川フルーツ公園を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

※能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。

※雇用形態欄は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

「正規」は、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層欄は、20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。

※雇用者の確保方策欄は、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定する者（予定）の別、その用途を記入してください。

※備考欄は、勤務体制（勤務時間・休日設定）を記入してください。（別紙可）

※公園内で統括業務を行う人員については、原則、実施期間中専任（※）とする。なお、病気・死亡等の事情により止むを得ず総括責任者を変更する場合は、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め県の承諾を得るものとする。

※専任とは、他の工事及び業務等に係わる職務を兼任せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

※記入欄が不足する場合には、適宜広げるか複数ページで作成してください。-

(様式3)

「法人等概要書」

種別	財団法人 株式会社 その他の法人 () その他の団体 ()	社団法人 有限会社	NPO法人
名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日			
資本金又は基本財産			千円
売上高			千円
社員(職員)数			人
業務内容			
法人等の特色			
法人全体の組織体制 (組織図)について			
法人等の指定管理業務 に係る組織体制(組織 図)について			

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入してください。

※社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。

※会社概要等がある場合は、添付してください。

※共同体応募の場合は、構成員毎に作成すること。

(様式 4 - ①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県笛吹川フルーツ公園の指定管理者指定申請を行うにあたり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第 3 の 1 の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

⑩

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(様式5)

共同体構成員届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員 (代表者)	所在地 名称 代表者氏名	印
-----------	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

このたび、山梨県笛吹川フルーツ公園における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

1) 各団体の役割、責任分担について

団体名	業務分担内容	責任分担内容

2) 代表団体や構成員が事業を継続できなくなった場合の方策について

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）	所在地 名称 代表者氏名	印
----------	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

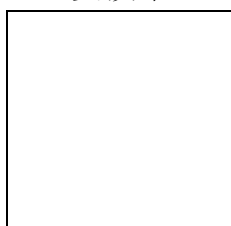
受任者

	所在地
共同体の代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県笛吹川フルーツ公園の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県笛吹川フルーツ公園の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 山梨県笛吹川フルーツ公園の管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受領印



(様式 8)

業務説明会及び現地説明会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

山梨県笛吹川フルーツ公園指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地説明会について、
次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
TEL
FAX
E-mail

(質問の内容)

(様式 10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため平成 年 月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

都市公園名 山梨県笛吹川フルーツ公園

申請辞退理由

